

経済危機対策に基づく本邦金融機関向け  
ツー・ステップ・ローン基本実施要領

1. 本制度の目的

平成21年4月10日の「経済危機対策」に関する政府・与党会議、経済対策閣僚会議合同会議において決定された経済危機対策に基づく我が国企業の海外事業等の資金繰り支援の一層の推進の一環として、我が国産業の国際競争力の維持を目的として、ドル資金調達の困難に直面している我が国企業（特に、中堅中小企業・中規模企業（準大手））の現地法人を本邦金融機関経由支援するもの。

2. 対象国（上記現地法人の所在国）

アジアを中心とする途上国

3. 対象金融機関及び配分額

銀行法に規定する銀行で、適格格付機関（注）からその長期債務に関してA格相当以上の格付を取得しているものとし、別途定める「ツー・ステップ・ローンの対象金融機関及び配分額の決定手続き」に基づき対象金融機関及び配分額を決定します。

（注）適格格付機関

株式会社日本格付研究所

株式会社格付投資情報センター

ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク

スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービスズ

フィッチレーティングスリミテッド

4. 貸付条件

（1）借入人：上記3. 対象金融機関の日本所在の本支店

（2）資金使途：対象国における本邦企業が出資する現地法人（注）に対する貸付資金（借入人の海外拠点経由の転貸、及び本邦親会社経由の転貸を含む）（短期資金を除く。）

（注）本邦企業が10%以上出資する現地法人

- (3) 通貨：米ドル建
- (4) 金利：①当行の融資承諾額のうち 100 百万ドルまでは米ドル6ヶ月 BBA Libor+31.25bp  
②当行の融資承諾額のうち 100 百万ドルを超える部分については、米ドル6ヶ月 BBA Libor +33.75bp
- (5) 貸出実行期限：原則として、融資承諾日より1ヶ月以内
- (6) 償還期間：貸出実行期限後5年一括弁済
- (7) その他条件：  
融資期間中、中堅中小企業（資本金10億円未満）の出資する現地法人（以下「中堅中小現法」）向け転貸残高と中規模企業（資本金100億円以下又は年間売上高1,000億円以下）の出資する現地法人（以下「中規模現法」）向け転貸残高の合計額が、申請時にご提出頂いた対応する転貸予定額の合計額を下回らないこと。上記状況については、融資承諾後定期的に確認させて頂き、転貸予定額の合計額を下回ることが明らかとなった場合には、相当額の期限前償還をお願いすることになります。  
(注)「転貸」という場合、借入人の海外拠点経由の転貸、及び本邦親会社経由の転貸を含みます。

#### 5. 融資承諾手続き

- (1) 融資承諾に際しては、申請時にご提出頂いた申請書記載の各転貸予定額に見合う転貸予定案件リストをご提出頂き、当行にて確認させて頂きます。
- (2) 対象金融機関に対する当行の融資承諾額は、上記転貸予定案件リストの内容の精査等を経て配分額の範囲内で決定します。
- (3) 融資承諾期限：原則として、対象金融機関選定後1ヶ月以内を予定しております。

以 上